

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の概要

1 改正理由

最近における地方公共団体の財務に関する事務の処理上の要請に鑑み、随意契約により契約をすることができる場合を改める必要があるからである。

2 改正概要

随意契約事由の対象拡大

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約によることができるものに準ずる者として総務省令で定めるところにより地方公共団体の長の認定を受けた者から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするときは、随意契約によることができることとする。また、公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号の規定により随意契約によることができる場合も同様の改正を行うこととする。

これに伴い、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）について所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行日

公布の日から施行

改正案	現行
<p>（随意契約） 第六百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十二項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安</p>	<p>（随意契約） 第六百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十二項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連</p>

定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

改 正 案	現 行
<p>（随意契約）</p> <p>第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十二項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を管理規程で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に</p>	<p>（随意契約）</p> <p>第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十二項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を管理規程で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡</p>

規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から管理規程で定める手続により受け取る契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から管理規程で定める手続により受け取る契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

地方自治法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十二条の二の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条及び第十二条の四において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。</p> <p>第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第六十七條の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（新設）</p> <p>第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第六十七條の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。</p>

地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十条の三 普通地方公共団体の長は、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十一条の十四、<u>第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。</u></p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、<u>あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>3 普通地方公共団体の長は、<u>第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定）</p> <p>第十条の四 管理者は、令</p> <p>第二十一条の十四第一項第四号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、<u>新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するも</u></p>	<p>（新設）</p> <p>第十条の三 管理者は、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十一条の十四第一項第四号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、<u>新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するも</u></p>

のであることについて確認するものとする。

一～三
(略)

2
～
4
(略)

のであることについて確認するものとする。

一～三
(略)

2
～
4
(略)